

平成17年10月17日

岩手県情報公開審査会
会長 小針 司 様

氏名 省略

諮問第84号事案に係る照会に対する回答

1、請求資料の相違性

第74号事案とこの度の請求内容が重複することを根拠に、意見陳述の内容も似通ったものになるのでは、ということに危惧していらっしゃるようですが、前回と今回の請求内容は同等のものを求めているにせよ、その背景は全く異なったものであると私は考えております。

この度の請求は前回の部分開示を受け、部分開示理由である情報公開条例第7条に該当しないであろうという配慮を事前に盛り込み、個人の識別が不可能な内容で請求したものです。

そのような内容でありながら、前回と同じ理由で非開示となったことが、この度の異議申し立ての原因となっています。

2、意見陳述の内容について

前回と同様の意見を述べることは、私としても望んでおりません。現在、情報公開条例第7条の基になる、個人情報保護法について調査中であり、次回意見陳述はその調査結果を中心としたものになるはずです。

3、当該請求資料の重要性

当該資料は河川法に基づいた築川流域の河川整備計画策定にあたり、流域住民にアンケート方式で意見を求めたものですが、そのうち最も重要な部分である問30は未だに公表されておらず、河川管理者のみが知る所となっております。この状況は情報公開条例第1条「この条例は、地方自治の本旨にのっとり県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資することを目的とする。」の精神に完全に反しています。

よって、速やかに諮問を行い、非開示処分を撤回し、これら意見の全てが万人に公表されることを望みます。これは岩手県民全体の思いであると私は感じております。